令 和 ３ 年 度

福島大学大学院
人間発達文化研究科
（修士課程・専門職学位課程）
学 生 募 集 要 項

新型コロナウイルスの感染拡大の状況により、試験日程・選抜方法等が変更になる可能性があります。
最新情報は本学ウェブサイトでご確認ください。
（入試情報　http://nyushi.adb.fukushima-u.ac.jp/）

国立大学法人
福島大学
Fukushima University

〒960－1296
福島市金谷川１番地
☎024－548－8064（入試課）
http://www.fukushima-u.ac.jp/

福島大学
スマートフォン対応サイト

目　　　　次

Ⅰ　福島大学大学院人間発達文化研究科（修士課程・専門職学位課程）学生募集要項

アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）……… 1
1．専攻別学生募集人員 ……… 2
2．出願資格 ……… 3
3．出願手続 ……… 4
4．選抜方法 ……… 8
5．試験日程 ……… 14
6．障害等のある入学志願者の事前相談 ……… 15
7．合格者発表 ……… 15
8．入学手続および入学手続に係る留意事項 ……… 15
9．入学料・授業料の減免について ……… 16
10．注意事項 ……… 16
11．入学志願者の個人情報保護について ……… 16
12．東日本大震災（原発事故含む）および激甚災害において被災された方に対する検定料の免除について ……… 16

Ⅱ　福島大学大学院人間発達文化研究科（修士課程・専門職学位課程）案内

1．人間発達文化研究科の目的 ……… 18
2．研究科の概要・特徴 ……… 18
3．専攻・領域の概要 ……… 19
4．授業科目および履修基準 ……… 22
5．履修方法等 ……… 57
6．長期履修学生制度について ……… 58
7．取得資格等 ……… 59
8．授業担当教員の研究概要 ……… 60

出願書類等

○　入学願書（一般入試・学類所属生特別入試・現職教員特別入試）
○　受験票・写真票（一般入試・学類所属生特別入試・現職教員特別入試）
○　受験承諾書
○　研究計画および履歴等
○　研究業績書
○　作品提出用紙
○　検定料収納証明書貼付票・検定料免除申請書
○　受験票等送付用封筒
○　宛名票（シール）

Ⅰ　福島大学大学院人間発達文化研究科（修士課程・専門職学位課程）学生募集要項

アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

1．人間発達文化研究科の教育目標と求める学生像

：人間発達文化研究科では，人間や地域や文化の抱える課題を自覚し，次世代を育てようとする意欲をもち，修了までに次の３つの力を身につけ，「人材育成のエキスパート」（経験を通して得た知識や技能を駆使できる熟達者）となることを希望する学生あるいは社会人を受け入れます。

・人間や地域や文化に対する問題意識を持ち，高度専門職業人にふさわしい知識と技能の修得（専門探究力）を望む学生あるいは社会人。

・課題を解決するために必要な組織や人材を活かしながら，修得した知識や技能を学校や地域で積極的に生かそうとする能力の修得（コーディネート力）を望む学生あるいは社会人。

・人間や社会の発達における文化の役割を理解し，次世代を育成しようとする能力の修得（人材育成力）を望む学生あるいは社会人。

：人間発達文化研究科には，教職実践専攻，地域文化創造専攻，学校臨床心理専攻の３つの専攻があります。各専攻が求める学生像は，次の通りです。

・教職実践専攻では，地域の教育課題について理解を深め幅広い視野を備えるとともに，授業力，マネジメント力など高い実践力を身につけ，常に学び続け，教育課程の改善や学校改革をけん引する＜教員のミドル・リーダー＞をめざす学生を求めます。

・地域文化創造専攻では，諸文化を構成する学問分野における研究力・実践力を修得するとともに，地域支援に必要なコーディネート力及び人材育成力を合わせ持つ＜地域支援エキスパート＞をめざす学生を求めます。

・学校臨床心理専攻では，臨床心理学及び学校福祉の臨床的な実践研究に基づき，様々な課題を抱える子ども・青年や家族・学校に対応する効果的な指導・援助・支援を行う＜発達支援エキスパート＞をめざす学生を求めます。

2．入試の際に求める知識・技能・関心

高度職業人として，「人材育成のエキスパート」となるためには，以下に掲げる関心，知識，技能を有している学生あるいは社会人を求めます。

①　「人間発達」あるいは「地域や文化」に対する研究的な強い関心。

②　大学院での研究の基礎となる当該分野や領域での学力。

③　大学院での研究に関する明確な目標と計画。

学校臨床心理専攻学校福祉臨床領域については，当分の間，学生募集を停止します。

１．専攻別学生募集人員

【一般入試】

専攻	入学定員(募集人員)	領域・コース	取得できる学位
教職実践	16名	ミドル・リーダー養成コース 教育実践高度化コース 特別支援教育高度化コース	教職修士（専門職）
地域文化創造	17名	人間発達支援領域　（約２名） 日英言語文化領域　（約３名） 地域生活文化領域　（約２名） 数理科学領域　（約２名） スポーツ健康科学領域（約３名） 芸術文化領域　（約５名）	修士（地域文化）
学校臨床心理	７名	臨床心理領域	修士（教育学）
合計	40名		

（注）　領域内の内定員は，一般入試と学類所属生特別入試および現職教員特別入試を合わせた数です。

【学類所属生特別入試】

専攻	募集人員	領域・コース	取得できる学位
教職実践	若干名	教育実践高度化コース 特別支援教育高度化コース	教職修士（専門職）
地域文化創造	若干名	人間発達支援領域 日英言語文化領域 地域生活文化領域 数理科学領域 スポーツ健康科学領域 芸術文化領域	修士（地域文化）

【現職教員特別入試】

専攻	募集人員	領域・コース	取得できる学位
教職実践	若干名	ミドル・リーダー養成コース 教育実践高度化コース 特別支援教育高度化コース	教職修士（専門職）
地域文化創造	若干名	人間発達支援領域 日英言語文化領域 地域生活文化領域 数理科学領域 スポーツ健康科学領域 芸術文化領域	修士（地域文化）

各専攻，領域・コースの内容については，18ページ以降を参照してください。

2．出　願　資　格

⑴　大学を卒業した者および令和３年３月までに卒業見込みの者

⑵　学校教育法第104条第４項の規定により学士の学位を授与された者および令和３年３月31日までに学士の学位を授与される見込みの者

⑶　外国において学校教育における16年の課程を修了した者および令和３年３月31日までに修了見込みの者

（注）大学卒業までの教育課程が16年に満たない場合には，個別の入学資格審査が必要です。

⑷　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者および令和３年３月31日までに修了見込みの者

⑸　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者および令和３年３月31日までに修了見込みの者

⑹　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたものまたはこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が３年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了することおよび当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって学校教育法施行規則第155条第１項第４号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者および令和３年３月31日までに授与される見込みの者

⑺　専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者または令和３年３月31日までに修了見込みの者

⑻　文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第５号）

⑼　本大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，令和３年３月31日までに22歳に達するもの（平成11年４月１日に生まれた者を含む。）

教職実践専攻については，出願資格⑴～⑼のいずれかに加え，次の条件を満たす者とします。

⑽　教員免許状（小学校，中学校，高等学校，特別支援学校，養護，栄養の普通免許状一種）を取得した者および令和３年３月31日までに取得見込みの者

なお，取得見込みの者で，令和３年３月31日までに取得できなかった場合は，入学を認めません。

【一般入試】

出願できる者は，出願資格⑴～⑼のいずれかを有する者とし，教職実践専攻は加えて出願資格⑽を満たす者とします。

【学類所属生特別入試】

出願できる者は，出願資格⑴〜⑼のいずれかを有する者（教職実践専攻は加えて出願資格⑽を満たす者）とし，加えて以下に該当するものとします。

・ 福島大学人間発達文化学類（夜間主コース文化教養モデルを含む。）を令和３年３月までに卒業見込みであること。
・ 卒業研究指導教員による推薦を得ていること。
・ 研究意思が明確で，卒業後の入学を確約できること。

【現職教員特別入試】

出願できる者は，出願資格⑴〜⑼のいずれかを有する者（教職実践専攻は加えて出願資格⑽を満たす者）とし，加えて以下に該当するものとします。

・ 出願時までに３年以上の教職経験（学校教育法第１条に定めるもの，および保育所に限る。）を持ち，出願した年度内に勤務実績のある者。

（注）学校教育法第１条に定めるものとは，幼稚園，小学校，中学校，中等教育学育学校，高等学校，特別支援学校，高等専門学校，大学の各校種である。

３．出　願　手　続

⑴ 出 願 期 間

令和２年９月29日㈫から10月２日㈮　午後５時まで

出願資格⑼で出願する場合は，出願前に個別の入学資格審査を行います。入学資格個別審査申請書（本学所定の用紙）に添付書類を添えて，令和２年９月15日㈫〔午後５時必着〕までに提出してください（なお，入学資格個別審査申請書は，福島大学に請求するか，本学ウェブサイトの「入試情報」（http://nyushi.adb.fukushima-u.ac.jp/）からダウンロードしてください。）。

⑵ 願書提出先

〒960－1296　福島市金谷川１番地
福島大学入試課　　　☎　024－548－8064

⑶ 出 願 方 法

入学志願者は，次項⑷に示す出願書類を取りそろえ，封筒の表に**「人間発達文化研究科入学願書」と朱書**し，必ず**一般書留速達にして**郵送してください。

出願期間を過ぎた場合は受理できませんので，郵送期間を十分考慮し早めに送付してください。ただし，令和２年10月１日㈭以前の発信局消印のある一般書留速達に限り，期限後に到着した場合でも受理します。

持参の場合，入試課の窓口受付時間は平日の午前９時から午後５時までです。

(4)　出願書類および検定料

	書類等の名称	摘　　　　要
全入試区分共通	①　入学願書	本学所定の用紙
	②　受験票・写真票	本学所定の用紙。写真は出願前３ヵ月以内に撮影した上半身正面脱帽のものを貼付してください（縦４㎝×横３㎝）。
	③　研究計画および履歴等（★）	本学所定の用紙
	④　教育職員免許状の写しまたは教育職員免許状取得見込証明書 ※教職実践専攻受験者	「教育職員免許状の写し」を提出する場合は，原本と相違ない旨の所属長または所轄長の証明を要する。 免許状を取得見込みの者は，大学等が証明した教育職員免許状の取得見込証明書を提出すること。
	⑤　検定料収納証明書貼付票	「検定料収納証明書貼付票」裏面の「検定料支払方法のご案内」を参照の上，検定料30,000円を下記の期間内に払い込んでください。（払込手数料が別途必要です。） **【払込期間】** **令和２年９月27日㈰～10月２日㈮　午後４時30分まで** **（期間外は払い込みできません。）** **「取扱明細書」または「取扱明細書兼領収書」の「収納証明書」部分を切り取り，「検定料収納証明書貼付票」に貼付した上で出願書類に同封してください。** 入学願書を受理した後は，次の場合を除きいかなる理由があっても検定料は返還できません。 ア．検定料を払い込んだが，出願しなかった。（出願書類を提出しなかったまたは出願が受理されなかった） イ．検定料を誤って二重に払い込んだ。 ウ．出願期間終了までに，検定料免除に該当することを証明する書類を取得できなかったものの，出願期間終了後に取得した。 なお，請求方法等については，該当者へ個別に通知します。 また，返還の際の振込手数料は請求者負担となります。 検定料返還に関する問合せ：福島大学財務課出納係　☎024-548-8015 ※検定料免除について 本学では，東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故ならびに平成23年度以降において豪雨災害等の激甚災害で被災された方の経済的負担を軽減し，被災受験者の進学機会の確保を図るために，令和２年度に行われる全ての入試において，検定料免除の特別措置を行います。 免除の条件については16ページ「12．東日本大震災（原発事故含む）および激甚災害において被災された方に対する検定料の免除について」を確認してください。 なお，検定料免除申請を行う場合は，出願時に検定料を払い込まないでください。また，「検定料収納証明書貼付票」の提出は不要です。
	⑥　受験票等送付用封筒	所定の封筒に374円（速達）分の切手を貼り，志願者の郵便番号，住所，氏名を明記してください。
	⑦　宛名票（シール）	合格通知を受けるところの郵便番号，住所，氏名を記入してください。

	書類等の名称	摘　　　　　要
一般入試	⑧　出願資格を証明する書類	以下の書類のうち，該当するもの ・卒業（見込）証明書 （出身（所属）大学長または学部長が作成したもの） ・学位授与証明書 （出願資格⑵に該当する者。学位授与機構が発行したもの。学位の授与を申請する予定の者は，短期大学長または高等専門学校長が作成した学位授与申請予定証明書。） ・修了（見込）証明書 （出願資格⑺に該当する者。証明書内に「修業年限が４年以上であること」「課程の修了に必要な総授業時間数が3,400時間以上あること」の必要要件が明記されたもの） ・専修免許状または一種免許状の写し （出願資格⑻に該当する者のうち，昭和28年文部科学省告示第５号十に該当するもの。）
	⑨　成績証明書	出身（所属）大学長・学校長または学部長が作成したもの
	⑩　学習履歴レポート ※教職実践専攻受験者	大学でのこれまでの学びを，レポート形式で4,000字～6,000字程度で執筆してください。⑴何を学んできたのか，⑵どんな力がつき，何ができるようになったのか，⑶どんな興味・関心が芽生え，どのようなテーマを立てどのような方法で卒業研究を行っているのか等を，できるだけ詳しく論じてください。 教員経験のある方は，大学院で研究したいテーマに対応する，教育現場での自身の実践およびその考察を，レポート形式で4,000字～6,000字程度で執筆してください。 いずれも様式は，Ａ４用紙，40字×30行。図表の文字は，本文の文字数に含みません。 なお，レポート本文および研究資料等はファイルに入れたり，ホチキスで留めたりしないで，すべてクリップで留めて提出してください。
	⑪　受験承諾書　※現職教員等	学校等に在職中の者は所属長の承諾書
	⑫　研究業績書　※代替希望者（★）	本学所定の用紙
	⑬　作品提出用紙 ※芸術文化領域の美術分野において作品提出を希望する者	本学所定の用紙

	書類等の名称	摘　　　要
学類所属生特別入試	⑧　卒業見込証明書	本学が発行したもの
	⑨　成績証明書	本学が発行したもの
	⑩　学習履歴レポート	大学でのこれまでの学びを，レポート形式で4,000字～6,000字程度で執筆してください。(1)何を学んできたのか，(2)どんな力がつき，何ができるようになったのか，(3)どんな興味・関心が芽生え，どのようなテーマを立てどのような方法で卒業研究を行っているのか等を，できるだけ詳しく論じてください。 様式は，Ａ４用紙，40字×30行。図表の文字は，本文の文字数に含みません。

	書類等の名称	摘　　　要
現職教員特別入試	⑧　出願資格を証明する書類	以下の書類のうち，該当するもの ・卒業証明書 （出身（所属）大学長または学部長が作成したもの） ・学位授与証明書 （出願資格(2)に該当する者。学位授与機構が発行したもの。学位の授与を申請する予定の者は，短期大学長または高等専門学校長が作成した学位授与申請予定証明書。） ・修了（見込）証明書 （出願資格(7)に該当する者。証明書内に「修業年限が４年以上であること」「課程の修了に必要な総授業時間数が3,400時間以上あること」の必要要件が明記されたもの） ・専修免許状または一種免許状の写し （出願資格(8)に該当する者のうち，昭和28年文部科学省告示第５号十に該当するもの。）
	⑨　受験承諾書	所属長の承諾書
	⑩　実践記録レポート	大学院で研究したいテーマに対応する，教育現場での自身の実践およびその考察を，レポート形式で4,000字～6,000字程度で執筆してください。 様式は，Ａ４用紙，40字×30行。図表の文字は，本文の文字数に含みません。 その際，実践記録レポートを裏付ける資料（指導案や公刊された指導記録など）を１報以上提出してください。研究資料は，レポート本文のどこに対応するのかを明示してください（書式は任意）。 なお，レポート本文および研究資料等はファイルに入れたり，ホチキスで留めたりしないで，すべてクリップで留めて提出してください。

（注）１．黒か青のボールペンまたは万年筆を用い，楷書で記入してください。パソコンによる作成も可。
　　　２．誤って記入した場合は，誤記入の部分を二重線で消し訂正してください。
　　　３．提出書類中，**日本語以外で書かれた証明書には，その日本語訳を必ず添付してください。**
　　　４．★印は，本学ウェブサイトの「入試情報」（http://nyushi.adb.fukushima-u.ac.jp/yoko.html）からもダウンロードできます。

見開き

4．選　抜　方　法

【一般入試】

入学者の選抜は，学力検査，成績証明書および面接の結果を総合して判定します。

★<u>右頁に各領域に対応する付注を記載しています。必ず参照してください。</u>

専攻	領域	学力検査科目 外国語科目 付注１）参照	学力検査科目 専門科目	
実践教職専攻			小論文 付注１）参照	
地域文化創造専攻	人間発達支援	英語 【代替措置】 付注１）②参照	教育心理学 障害学 幼年教育	３つの分野から，入学後研究する分野を１つ選択してください。 付注２）参照
地域文化創造専攻	日英言語文化	英語 日本語 【代替措置】 付注１）③参照	日本語学 日本文学 漢文学 国語科教育学 日本語教育学 英語学 英米文学 英語科教育学	８つの分野から，入学後研究する分野を１つ選択してください。
地域文化創造専攻	地域生活文化	英語 【代替措置】 付注１）②参照	歴史学 地理学 社会学 経済学 倫理学 社会科教育学 食物学 被服学 住居学 家庭科教育学	10の分野から，入学後研究する分野を１つ選択してください。
地域文化創造専攻	数理科学	英語 【代替措置】 付注１）②参照	数学 生物学 化学 地球科学	４つの分野から，入学後研究する分野を１つ選択してください。 付注２）参照
地域文化創造専攻	スポーツ健康科学	英語・ドイツ語から１科目選択 【代替措置】 付注１）②参照	体育学 運動学	２つの分野から，入学後研究する分野を１つ選択してください。 付注２）参照

専攻	領域	付注
教職実践専攻		1）小論文は課題を与えて論述させます。
地域文化創造専攻	人間発達支援	1）外国語科目について ①　当該言語の通常の辞書の持ち込みを認めます（電子辞書は除く。）。 ②　出願時までに３年以上の社会経験を有する者は，学力検査の外国語に代えて小論文を選択することができます。小論文は課題をあたえて論述させます。 2）専門科目試験について ア）教育心理学は，心理学全般にわたる知識，及び論文読解に関する出題を行います。 イ）障害学は，障害学に関する必須問題と選択問題を出題します。 ウ）幼年教育は，幼児教育，幼児心理，保育内容の問題を出題します。
	日英言語文化	1）外国語科目について ①　専門科目で英語学，英米文学，英語科教育学を選択する場合は，英語（英語学，英米文学，英語科教育学向け）を選択してください。辞書の持ち込みは認めません。 ②　専門科目で日本語学，日本文学，漢文学，国語科教育学，日本語教育学を選択する場合は，英語（日本語学，日本文学，漢文学，国語科教育学，日本語教育学向け）または日本語のいずれか一方を選択してください。 　ただし，その際，母語・母国語を選択することはできません。当該言語の通常の辞書の持ち込みを認めます（電子辞書は除く。）。 ③　専門科目で日本語学，日本文学，漢文学，国語科教育学，日本語教育学を選択する者で，出願時までに３年以上の社会経験を有する者は，学力検査の外国語に代えて小論文を選択することができます。小論文は課題をあたえて論述させます。
	地域生活文化	1）外国語科目について ①　当該言語の通常の辞書の持ち込みを認めます（電子辞書は除く。）。 ②　出願時までに３年以上の社会経験を有する者は，学力検査の外国語に代えて小論文を選択することができます。小論文は課題をあたえて論述させます。
	数理科学	1）外国語科目について ①　当該言語の通常の辞書の持ち込みを認めます（電子辞書は除く。）。 ②　出願時までに３年以上の社会経験を有する者は，学力検査の外国語に代えて小論文を選択することができます。小論文は課題をあたえて論述させます。 2）専門科目試験について ア）数学は，数学に関する必須問題と選択問題（数学，数学科教育学）を出題します。 イ）生物学，化学，地球科学は，各科目に関する問題と理科教育学の問題を出題します。
	スポーツ健康科学	1）外国語科目について ①　当該言語の通常の辞書の持ち込みを認めます（電子辞書は除く。）。 ②　出願時までに３年以上の社会経験を有する者は，学力検査の外国語に代えて小論文を選択することができます。小論文は課題をあたえて論述させます。 2）専門科目試験について 　体育学の専門科目には，スポーツ哲学，スポーツ史，スポーツ心理学，保健体育科教育学，スポーツ医科学，スポーツ社会学が含まれます。運動学の専門科目には，トレーニング論，運動生理学，舞踊教育学が含まれます。選択した分野の中から１題を選択し，解答してもらいます。

※地域文化創造専攻における外国語科目代替措置の社会経験とは次のようなことをいいます。職業（アルバイト，パート等を含む）に就いており，労働時間が週20時間以上のもの，あるいは主婦（主夫）業に就いているもの。

見開き

★右頁に各領域に対応する付注を記載しています。必ず参照してください。

専攻	領域	学力検査科目	
		外国語科目 付注１）参照	専門科目
地域文化創造	芸術文化	英語 【代替措置】 付注１）②参照	演奏A ピアノ 演奏B 管弦打楽器 演奏C 声楽 作曲・指揮 音楽科教育学 絵画 彫刻 美術理論・美術史 美術科教育学 9の分野から，入学後研究する分野を1つ選択してください。 付注２），３）参照

専攻	領域	付　　　　　　　注
地域文化創造	芸術文化	1）外国語科目について ①　当該言語の通常の辞書の持ち込みを認めます（電子辞書は除く。）。 ②　芸術文化領域における代替措置については，以下のとおりです。 代替措置Ⅰ ア）自らの研究業績をもつ者は，その研究業績を英語と代替することができます。 イ）代替を希望する者は，入学願書の学力検査科目の外国語の欄に「研究業績等」と記入し，研究業績２点以内を，研究業績書，出願書類とともに，10月２日㈮までに提出してください。 ウ）代替可能な業績は，入学後専攻しようとする領域にかかわる内容のもので，何らかの形で「公刊」されたものであること。ただし，公刊予定のものについては，そのことを証明する書類を付してください。具体的には，以下のものが該当します。 ・論文………学会誌，研究機関等の研究紀要，商業誌等に記載されたもの。 ・著書，翻訳書，辞典等の項目執筆 ・研究報告…地域研究会，県・文部科学省等の指定研究の発表会，小・中・高教研等の研究会，民間の研究会などの発表資料で研究内容が具体的に示されているものと，それが明示されているパンフレットやプログラム，録音や録画等。なお，共著の場合は，分担部分を明示してください。 代替措置Ⅱ（外国人留学生の代替措置） 出願資格⑶（外国において学校教育における16年の課程を修了した者）に該当する外国人留学生は，芸術文化領域において 「外国語科目・英語」を「日本語」に代替することができ，通常の辞書の持ち込みを認めます（電子辞書は除く。）。代替を希望する者は，入学願書の学力検査科目の外国語の欄に「日本語」と記入してください。 代替措置Ⅲ（社会人の代替措置） 出願時までに３年以上の社会経験を有する者は，学力検査の外国語に代えて小論文を選択することができます。小論文は課題をあたえて論述させます。 2）音楽分野の専門科目試験について ①　音楽分野における試験の検査内容は以下のとおりです。 ⑴　演奏Ａ「ピアノ」……暗譜により，ア）およびイ）を演奏します。 ア）J. S. Bach「平均律クラヴィア曲集（第１巻または第２巻）」のうちで，任意の１曲。 イ）古典派以降のピアノ作品で，任意の１曲。 ⑵　演奏Ｂ「管弦打楽器」……任意の１曲を演奏します（楽器は伴奏のピアノ以外すべて受験者が準備してください。）。 ⑶　演奏Ｃ「声楽」……歌曲，オペラ，オラトリオから任意の１曲を暗譜で歌う。（伴奏者が必要な場合は，受験者が準備してください。） ⑷　作曲・指揮……作曲・指揮とも和声（試験当日にソプラノ課題による四声体を作成）を課します。あわせて，作曲の場合は楽譜または録音・録画による異なる作品２点を，また，指揮の場合は録音・録画による２公演を，出願書類とともに提出してください。録音・録画で提出する場合は，CD，DVD，Blu-ray Disc のどれかの形によるものとします。なお，提出物（コピーでも可）は返却しません。 ⑸　音楽科教育学……筆記試験 ②　演奏Ｂ・Ｃの実技検査では，伴奏者を同伴することができます。その場合伴奏者は，９時に音楽棟伴奏者控え室に集合してください。 3）美術分野の専門科目試験について ①　美術分野における試験の検査科目は以下のとおりです。⑴あるいは⑵から選んでください。 ⑴　作品提出，または筆記試験（絵画，彫刻） （注）　入学願書，受験票および写真票の専門科目記入欄には，作品提出か筆記試験のいずれかについても明記してください。 ⑵　美術理論・美術史，または美術科教育学…筆記試験 ②　提出作品は２年以内に制作したもの３点とし，指導教員や上司等による制作証明書（様式任意）または出展目録等を添付してください。 作品の大きさは特に制限しません。作品と制作証明書の提出は，試験当日８：30～８：45の間に美術棟（本要項末の案内図参照）内の受験生控え室に，原則として本人が直接提出してください。

※地域文化創造専攻における外国語科目代替措置の社会経験とは次のようなことをいいます。職業（アルバイト，パート等を含む）に就いており，労働時間が週20時間以上のもの，あるいは主婦（主夫）業に就いているもの。

★右頁に各領域に対応する付注を記載しています。必ず参照してください。

専攻	領域	学力検査科目	
		外国語科目 付注１）参照	専門科目
学校臨床心理	臨床心理	英語 【代替措置】 付注１）②参照	臨床心理Ⅰ 臨床心理Ⅱ 必須 付注２）参照

面　接	入学後の研究計画を中心に行います。教職実践専攻では，学習履歴レポート，研究計画等をもとにして，志望動機や研究の見通し等について質問します。研究しようと考えている教科または分野にかかわる基礎的知識等を問う場合もあります。

【学類所属生特別入試】

入学者の選抜は，学習履歴レポート，成績証明書および面接の結果を総合して判定します。

面　接	学習履歴レポート，研究計画等をもとにして，志望動機や研究の見通し等について質問します。研究しようと考えている教科または分野にかかわる基礎的知識等を問う場合もあります。

【現職教員特別入試】

入学者の選抜は，実践記録レポートおよび面接の結果を総合して判定します。

面　接	実践記録レポート，提出資料，研究計画等をもとにして，志望動機や研究の見通し等について質問します。研究しようと考えている教科または分野にかかわる基礎的知識等を問う場合もあります。

専攻	領域	付　　　　　　　　注
学校臨床心理	臨床心理	1）外国語科目について ①　当該言語の通常の辞書の持ち込みを認めます（電子辞書は除く。）。 ②　臨床心理領域の代替措置については，以下のとおりです。 ア）出願時までに３年以上の教職経験（学校教育法第１条に定めるものに限る。）をもつ者は，自らの研究業績を，英語と代替することができます。 イ）代替を希望する者は，入学願書の学力検査科目の外国語の欄に「研究業績等」と記入し，研究業績２点以内を，研究業績書，出願書類とともに，10月２日㈮までに提出してください。 ウ）代替可能な業績は，入学後専攻しようとする領域にかかわる内容のもので，何らかの形で「公刊」されたものであること。ただし，公刊予定のものについては，そのことを証明する書類を付してください。具体的には，以下のものが該当します。 ・論文………学会誌，研究機関等の研究紀要，商業誌等に記載されたもの。 ・著書，翻訳書，辞典等の項目執筆 ・研究報告…地域研究会，県・文部科学省等の指定研究の発表会，小・中・高教研等の研究会，民間の研究会などの発表資料で研究内容が具体的に示されているものと，それが明示されているパンフレットやプログラム等。なお，共著の場合は，分担部分を明示してください。 2）専門科目試験について ア）臨床心理Ⅰは，臨床心理学の基礎的知識について出題します。 イ）臨床心理Ⅱは，入学後主として研究する臨床心理学の分野の問題を選択してください。

５．試　験　日　程

⑴　**試　験　日**　令和２年10月21日㈬

⑵　**試験会場**　福島大学人間発達文化学類（本要項末の案内図参照）

⑶　**学力検査等時間割**

【一般入試】

<table>
<tr><td rowspan="2">専攻</td><td rowspan="2">領　　域</td><td colspan="3">学　力　検　査</td><td>面　　接</td></tr>
<tr><td>９：00～10：00</td><td colspan="2">10：20～11：50</td><td>14：00～</td></tr>
<tr><td>教職実践</td><td></td><td></td><td colspan="2">小論文</td><td rowspan="9">研究計画を中心に行います。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">地域文化創造</td><td>人間発達支援</td><td rowspan="6">外国語
（代替措置）</td><td colspan="2">教育心理学，障害学，幼年教育</td></tr>
<tr><td>日英言語文化</td><td colspan="2">日本語学，日本文学，漢文学，
国語科教育学，日本語教育学，
英語学，英米文学，英語科教育学</td></tr>
<tr><td>地域生活文化</td><td colspan="2">歴史学，地理学，社会学，経済学，
倫理学，社会科教育学，食物学，
被服学，住居学，家庭科教育学</td></tr>
<tr><td>数理科学</td><td colspan="2">数学，生物学，化学，地球科学</td></tr>
<tr><td>スポーツ健康科学</td><td colspan="2">体育学，運動学</td></tr>
<tr><td>芸術文化</td><td colspan="2">演奏，作曲・指揮，
音楽科教育学，絵画，彫刻，
美術理論・美術史，美術科教育学</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>９：00～10：00</td><td>10：20～11：20</td><td>11：40～12：40</td></tr>
<tr><td>学校臨床心理</td><td>臨床心理</td><td>外国語
（代替措置）</td><td>臨床心理Ⅰ</td><td>臨床心理Ⅱ</td></tr>
</table>

集合時間等については，受験票送付の際に併せてお知らせします。

【学類所属生特別入試】

集合時間等については，受験票送付の際に併せてお知らせします。

【現職教員特別入試】

集合時間等については，受験票送付の際に併せてお知らせします。

⑷　**学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症に関する注意事項**

入学試験当日、学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症（インフルエンザ，麻疹，風疹等）に罹患し治癒していない場合は，他の受験生や監督者等への感染のおそれがあり

ますので，受験をご遠慮願います。新型コロナウイルス感染症の「濃厚接触者」として保健所から指定され自宅待機を要請された場合も受験できません。

ただし，病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認められた場合は，この限りではありません。

なお，上記により受験をご遠慮いただいた場合でも，追試験等の特別措置および検定料の返還は行いません。試験当日までの体調管理については十分に注意してください。

6．障害等のある入学志願者の事前相談

障害（学校教育法施行令第22条の３に定める障害の程度）等のある入学志願者で，受験上および修学上の配慮を必要とする場合は，出願の１か月前までに本学入試課に申し出てください。

7．合 格 者 発 表

令和２年10月29日㈭　午前11時

合格者の発表は，本学入試課前の掲示板および本学ウェブサイトの「入試情報」（http://nyushi.adb.fukushima-u.ac.jp/）に受験番号を掲示します。

合格者には「合格通知書」および入学に必要な手続・諸会費等を記載した「入学手続の手引き」を送付します。

なお，電話等による合否の問い合わせには応じません。

合格者発表当日は，インターネット回線が混雑するため，つながりにくい場合があります。

8．入学手続および入学手続に係る留意事項

⑴　合格者は，下記期間に郵送により入学手続を完了してください。詳細は，合格者に送付する「入学手続の手引き」に記載しますので，必ずご確認願います。

令和２年12月11日㈮～18日㈮　午後４時必着

（注）指定期日までに入学手続を完了しない場合は，合格者としての権利を失います。

⑵　入学辞退者の取扱い

入学手続完了後，特別な事情により入学を辞退する場合には，令和３年３月31日までに「入学辞退願」（様式は任意）を提出してください。

⑶　入学時の大学への納入金

入学料（予定額）	282,000円

（注）１．上記の入学料は予定額です。入学料の改定が行われた場合は，改定時から新たな金額が適用されます。

２．入学手続完了後に，入学を辞退した場合（留年等により入学資格を満たせなくなった場合を含む。）は，入学料の返還はできません。

（参考）１．授業料について

授業料は，入学後に口座引落により納入していただきますので，入学時に納入する必要はありません。なお，授業料の金額（予定額）は次のとおりです。授業料の改定が行われた場合は，改定時から新たな金額が適用されます。

授業料（予定額）	前期分　267,900円 後期分　267,900円 合計（年額）　535,800円

2．諸会費について

入学時に必要となる入学料以外の諸会費（「学生会」「後援会」「同窓会」の会費等）については「入学手続の手引き」送付の際にお知らせします。

9．入学料・授業料の減免について

経済的理由により入学料または授業料の納入が困難で，かつ，大学等における学業成績が優秀と認められる場合には，選考のうえ入学料または授業料の減免が許可される制度があります。

10. 注　意　事　項

(1) 出願手続後は，提出書類の変更および検定料の返還には応じません。

(2) 出願者に対する宿泊施設の斡旋は行いません。

(3) 令和３年度（令和４年３月）退職予定教員は，修了研究の指導を担当しません。

(4) 入学後研究しようとする専門領域にかかわる指導教員（予定）の有無について不明の際は，あらかじめ文書により問い合わせてください。

(5) 令和２年11月以降に２次募集を行うことがあります。実施する場合は，募集要項を令和元年10月下旬以降に公表する予定です。

(6) 学生募集要項に関して不明な点があれば，福島大学入試課に照会してください。

福島大学入試課
〒960－1296　福島市金谷川１番地
☎　024－548－8064

11．入学志願者の個人情報保護について

本学では，提出された出願書類や入学試験により個人情報を取得します。取得した個人情報は，「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」および「国立大学法人福島大学個人情報保護管理規則」に基づき下記の目的でのみ利用し，その保護に努めます。

○　入学者選抜に関する業務（統計処理等の付随する業務を含む。）に利用します。

○　入学手続完了者にあっては，入学後の修学指導業務および学生支援業務，授業料徴収業務，入学者の教育に係る調査研究に利用します。また，入学料免除，授業料免除および各種奨学金に申請（応募）者にあっては，入学試験の成績等を当該免除者または奨学金貸与者の選考判定に利用する場合があります。

12．東日本大震災（原発事故含む）および激甚災害において被災された方に対する検定料の免除について

本学では，東日本大震災，東京電力福島第一原子力発電所事故，および平成23年度以降において豪雨災害等の激甚災害で被災された方の経済的負担を軽減し，被災受験者の進学機会の確保を図るために，令和２年度に行われる全ての入試において，検定料免除の特別措置を下記のとおり行います。

⑴　対　象　者

出願期間までに次のいずれかに該当すると認められた本学入学志願者については，検定料を全額免除します。

①　東日本大震災において指定された災害救助法適用地域で被災された方，または平成23年度以降に「激甚災害」に指定された災害により被災された方で，本人または主たる家計支持者が居住していた家屋が全壊，大規模半壊，半壊，流失の罹災と認定された方

②　東日本大震災において指定された災害救助法適用地域で被災された方，または平成23年度以降に「激甚災害」に指定された災害により被災された方で，主たる家計支持者が死亡または行方不明となった方

③　東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて設定された「警戒区域」,「計画的避難区域」,「緊急時避難準備区域」,「特定避難勧奨地点」に平成23年３月11日時点で本人または主たる家計支持者が居住していた方で，これに伴い避難を余儀なくされた方

上記免除対象者の詳細については以下の表をご確認ください。

区　　分	検定料免除の可否（可は○，否は×で示しています）				
①家屋の全・半壊	全　壊	大規模半壊	半　壊	流　失	一部損壊
	○				×
②主たる家計支持者が死亡または行方不明	主たる家計支持者				主たる家計支持者以外
	○				×
③原発事故による影響	警戒区域	計画的避難区域	緊急時避難準備区域	特定避難勧奨地点	それ以外の地域
	○				×

注：区域については，再編前の区域としています。

⑵　必 要 書 類

検定料免除を申請するにあたって必要な書類は以下のとおりです。

①検定料免除申請書（本要項に添付された指定の様式）

②次に挙げる証明書のいずれか一つの写し

上記⑴①に該当する場合，「市町村長が発行する罹災証明書」

上記⑴②に該当する場合，「主たる家計支持者の死亡または行方不明を確認できる書類」

上記⑴③に該当する場合，「避難している（いた）ことが確認できる書類」（自己申立書でも可）

⑶　**必要書類の提出方法と提出期間**

出願期間中に出願書類と合わせて提出してください。

なお，検定料免除申請を行う場合は，出願時に検定料を払い込まないでください。また，「検定料収納証明書貼付票」の提出は不要です。